

令和8年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

《議案補充説明》

- 1 【議案第31号】
三重県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案について・・・ 1

《所管事項説明》

- 1 令和8年度国民健康保険事業費納付金および標準保険料率について・・・ 5
- 2 「三重県認知症施策推進計画」（最終案）について・・・ 9
- 3 「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）」（最終案）
について・・・ 13
- 4 各種審議会等の審議状況の報告について・・・ 15

（別冊）

- 1 三重県認知症施策推進計画（最終案）
- 2 三重県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）（最終案）

令和8年3月10日
医療保健部

1 三重県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

食品衛生法第 54 条において、公衆衛生に与える影響が著しい営業であって、食品衛生法施行令第 35 条で定めるものの施設について、都道府県は厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で公衆衛生の見地から必要な基準（以下「施設基準」という。）を定めることとされています。

これまで、飲食店においては従業者の常駐を前提としてきましたが、今般、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業について、従業者と同等の管理を行うために必要な新たな基準を設けるとともに、従業者が常駐しないことから適用しない基準等について、厚生労働省令の見直しがなされました。

これを受けて、条例第二条の共通する施設基準別表第一の一部を改正します。

2 改正内容

別表第一に、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合の、施設の構造及び設備を適用しない事項を定める。

別表第二に、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合に必要な要件を定める。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

三重県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和八年二月十七日

三重県知事 一見勝之

三重県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

三重県食品衛生法施行条例（令和二年三重県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第一（第二条関係）</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 その他</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 令第三十五条第一号の飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態）で飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロン）その他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。ただし、従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であって、令第三十条の二第二号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。別表第二第一号イ（一）において同じ。）をする場合にあつては、イの規定によるほか、次に掲げる基準により営業をすることができる。</p> <p>（一）～（四）（略）</p> <p>ハ 令第三十五条第一号の飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合（従業者が常駐せず全自動調理機に</p>	<p>別表第一（第二条関係）</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 その他</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 令第三十五条第一号の飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態）で飲食に供することができ食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロン）その他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。別表第二第一号（一）において同じ。）をする場合にあつては、イの規定によるほか、次に掲げる基準により営業をすることができる。</p> <p>（一）～（四）（略）</p> <p>ハ 令第三十五条第一号の飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合にあつては、第三号ニ、リ、ヲ及び</p>

<p>より調理された食品を販売する場合を除く。別表第二第一号イにおいて同じ。）にあつては、第三号ニ、リ、ヲ及びタの基準を適用しない。</p>	<p>ニ 令第三十五条第一号の飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、第三号チ、リ、ヲ、ワ、タ及びレ並びに前号トの基準を適用しない。</p>	<p>ホクチ (略)</p>	<p>別表第二(第二条関係)</p>	<p>一 令第三十五条第一号の飲食店営業</p>	<p>イ 自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。</p>	<p>(一) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができると。</p>	<p>(二) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができると。</p>	<p>(三) 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができると。</p>	<p>ロ 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。</p>	<p>(一) 施設(全自動調理機を含む。(二及び(六)において同じ。)の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。</p>	<p>(二) 施設に異常が生じた場合に、当該</p>
<p>タの基準を適用しない。</p>	<p>ニスト (略)</p>	<p>別表第二(第二条関係)</p>	<p>一 令第三十五条第一号の飲食店営業</p>	<p>自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。</p>	<p>(一) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができると。</p>	<p>(二) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができると。</p>	<p>(三) 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができると。</p>				

<p>施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。</p> <p>(三) 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。</p> <p>(四) 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。</p> <p>(五) 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。</p> <p>(六) 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。</p> <p>二〇三十 (略)</p>	<p>二〇三十 (略)</p>
---	-----------------

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

食品衛生法施行規則の一部改正に鑑み、営業施設基準の規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

【所管事項説明】

1 令和8年度国民健康保険事業費納付金および標準保険料率について

1 経緯

- 国民健康保険の財政運営が平成30年度から都道府県単位化されたことをふまえ、三重県と県内各市町が一体となって、国民健康保険財政を安定的に運営するため、国保事業を効率的、効果的に運営できるよう「三重県国民健康保険運営方針」（以下「運営方針」という。）を平成30年3月に策定しました。
第1期運営方針期間（平成30年度～令和5年度）では、安定的な財政運営をめざしつつ、そのメリットが発揮できるよう、国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）に市町ごとの医療費水準を反映しない方向で取組を進め、令和5年度納付金において「納付金ベースの統一」を達成しました。
- 第2期運営方針期間（令和6年度～令和11年度）では、次の段階である「完全統一」を見据え、まずは緩やかな統一をめざしていくこととし、具体的には、市町村標準保険料率※（以下「標準保険料率」という。）の統一（一本化）に向けた取組を進めつつ、市町の保険料率を標準保険料率の一定の範囲内に収めることに取り組みでいくこととしています。
- こうした中、国が「保険料水準統一加速化プラン（第2版）」で、全国において、令和15年度までに完全統一に移行することをめざすとしたことや、完全統一を条件とした財政支援が創設されたこと等を受けて、令和6年12月4日に開催した市町村国保広域化等連携会議において、本県における完全統一の目標年度を令和15年度とすることについて合意を得ました。

※市町村標準保険料率とは、県内の他市町間で比較できるよう、県内統一の基準で算定したもので、各市町の保険料率の標準的な水準を示すものです。

2 令和8年度納付金算定における変更箇所

- 各市町の保険料については、納付金をベースに、国・県交付金及び一般会計繰入金等の収入や、独自の保健事業の費用等を勘案したうえで、算定を行っています。
このため、完全統一にあたっては、各市町における個別の歳入・歳出項目を県全体の歳入・歳出項目として納付金の算定対象とするか、または各市町個別の歳入・歳出項目としつつ、歳入は保険料抑制以外に活用する、歳出は保険料以外の市町独自の財源を充当することで保険料に影響しないような取扱いとする必要があります。各市町における保険料の条例減免の統一など、今後検討が必要な各市町における個別の歳入・歳出項目について、令和8年度に行う第2期運営方針の中間見直しに合わせて、各市町と議論を行い、その取扱いを検討していきます。
- 令和8年度納付金算定においては、診療報酬改定率2.22%増を反映させるとともに、令和6年度に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、令和8年度から医療保険者は「子ども・子育て支援納付金」を徴収することとなったため、新たに子ども・子育て支援納付金の算定を行いました。

3 令和8年度納付金の算定状況

- 令和8年度の被保険者数の対前年度伸び率を3.39%減(277,734人)、保険給付費の伸び率を2.97%減と見込み、納付金については、財政安定化基金を10億円活用して県全体の納付金額を抑制するとともに、各市町の予算編成に支障が出ないように、仮算定を上回る部分等についても財政安定化基金を約9.2億円投入した結果、総額は約416.9億円(対前年度6.25%減)、一人あたりでは150,128円(同2.97%減)となっており、令和7年度に比べて全ての市町で納付金の負担が減少しています。(別表1参照)
- 全ての市町で納付金が減少した主な理由は、被保険者数の減少幅が大きく、1人あたり医療費の伸び率も鈍化したため、県全体の医療費が令和7年度から減少したためです。

4 令和8年度標準保険料率の算定状況

- 令和8年度標準保険料率については、別表2のとおりであり、完全統一に向けて、算定項目を移行し始めたばかりであるため、各市町の標準保険料率には、開きが生じています。なお、完全統一となると、直診勘定繰出金など例外的な取扱いをする項目を除き、標準保険料率は統一されることとなり、各市町は、県が算定する統一された標準保険料率により、賦課を行うこととなります。

5 今後の方針

- 県当初予算成立後、各市町に対して正式通知するとともに、県ホームページで公表します。また、最新の納付金算定をもとにした、令和11年度の標準保険料率のシミュレーションを提供することで、各市町が保険料率を標準保険料率に近づけていく取組を支援します。
- 完全統一が目標どおり令和15年度に達成できるよう、完全統一に向けて必要となる取組や工程表の見直し等について、各市町との丁寧な議論を進めていきます。

令和8年度国民健康保険事業費納付金の推計(本算定)

別表1

令和8年度三重県全体の保険給付費は、令和7年度に比べ▲2.97%の伸び率

この財源に必要な各市町からの納付金の推計は以下の通り。

【被保険者数】

(単位:人)

【納付金比較】

(単位:円)

【1人当たり納付金比較】

(単位:円)

保険者名	被保険者数(推計)				令和7年度 納付金額 ①	令和8年度 納付金額		令和7年度→令和8年度		令和7年度 1人当たり 納付金 ①	令和8年度 1人当たり 納付金 ②	差額 ③-②	増減率 ③/①		
	令和7年度	令和8年度	増減	増減率		算定結果	各種補てん		差額 ②-①					増減率 ②/①	
							財政安定化基金 (県全体額抑制)	財政安定化基金 (各市町個別調整)							
				②			③	④	③	④	③	④			
三重県	287,468	277,734	▲ 9,734	▲ 3.39%	44,476,263,457	41,695,765,018		921,023,401	▲ 2,780,498,439	▲ 6.25%	154,717	150,128	▲ 4,589	▲ 2.97%	三重県
津市	42,180	41,188	▲ 992	▲ 2.35%	6,513,545,254	6,108,620,394		120,244,024	▲ 404,924,860	▲ 6.22%	154,423	148,312	▲ 6,111	▲ 3.96%	津市
四日市市	44,736	43,382	▲ 1,354	▲ 3.03%	7,286,605,284	6,801,734,126		149,255,236	▲ 484,871,158	▲ 6.65%	162,880	156,788	▲ 6,092	▲ 3.74%	四日市市
伊勢市	21,565	20,917	▲ 648	▲ 3.01%	3,208,430,922	3,053,085,583		63,635,947	▲ 155,345,339	▲ 4.84%	148,780	145,965	▲ 2,815	▲ 1.89%	伊勢市
松阪市	27,435	26,509	▲ 926	▲ 3.37%	4,090,391,406	3,871,715,526		75,007,327	▲ 218,675,880	▲ 5.35%	149,094	146,051	▲ 3,043	▲ 2.04%	松阪市
桑名市	20,199	19,422	▲ 777	▲ 3.85%	3,382,151,448	3,096,120,651		77,234,143	▲ 286,030,797	▲ 8.46%	167,442	159,415	▲ 8,027	▲ 4.79%	桑名市
鈴鹿市	29,921	29,383	▲ 538	▲ 1.80%	4,688,298,701	4,461,010,972		103,167,133	▲ 227,287,729	▲ 4.85%	156,689	151,820	▲ 4,869	▲ 3.11%	鈴鹿市
名張市	13,256	12,691	▲ 565	▲ 4.27%	1,939,388,661	1,774,399,753		35,574,755	▲ 164,988,908	▲ 8.51%	146,303	139,820	▲ 6,483	▲ 4.43%	名張市
尾鷲市	3,198	3,010	▲ 188	▲ 5.87%	466,851,926	425,894,371		8,935,813	▲ 40,957,555	▲ 8.77%	145,982	141,486	▲ 4,496	▲ 3.08%	尾鷲市
亀山市	7,441	7,068	▲ 373	▲ 5.02%	1,132,868,014	1,056,986,310		22,945,794	▲ 75,881,704	▲ 6.70%	152,247	149,550	▲ 2,697	▲ 1.77%	亀山市
鳥羽市	4,438	4,205	▲ 233	▲ 5.25%	666,358,221	641,184,407		13,843,605	▲ 25,173,814	▲ 3.78%	150,148	152,480	2,332	1.55%	鳥羽市
熊野市	3,508	3,327	▲ 181	▲ 5.15%	486,772,308	446,129,277		10,900,724	▲ 40,643,031	▲ 8.35%	138,761	134,087	▲ 4,674	▲ 3.37%	熊野市
いなべ市	6,567	6,442	▲ 125	▲ 1.90%	1,034,111,418	1,002,701,145		23,681,278	▲ 31,410,273	▲ 3.04%	157,471	155,642	▲ 1,829	▲ 1.16%	いなべ市
志摩市	10,182	9,602	▲ 580	▲ 5.70%	1,526,642,151	1,460,594,652		27,540,445	▲ 66,047,499	▲ 4.33%	149,935	152,113	2,178	1.45%	志摩市
伊賀市	14,004	13,396	▲ 608	▲ 4.34%	2,103,048,683	1,967,497,705	1,000,000,000	43,668,673	▲ 135,550,978	▲ 6.45%	150,175	146,872	▲ 3,303	▲ 2.20%	伊賀市
木曾岬町	1,268	1,239	▲ 29	▲ 2.30%	217,177,393	203,331,654		6,177,467	▲ 13,845,739	▲ 6.38%	171,276	164,137	▲ 7,139	▲ 4.17%	木曾岬町
東員町	4,166	4,044	▲ 122	▲ 2.92%	659,426,717	616,161,199		18,378,097	▲ 43,265,518	▲ 6.56%	158,288	152,358	▲ 5,930	▲ 3.75%	東員町
菟野町	6,127	5,956	▲ 171	▲ 2.79%	950,309,492	905,587,844		23,330,403	▲ 44,721,648	▲ 4.71%	155,102	152,041	▲ 3,061	▲ 1.97%	菟野町
朝日町	1,107	1,028	▲ 79	▲ 7.16%	185,998,230	163,063,149		4,959,492	▲ 22,935,081	▲ 12.33%	168,020	158,670	▲ 9,350	▲ 5.56%	朝日町
川越町	2,123	2,006	▲ 117	▲ 5.52%	354,032,935	339,590,905		6,249,817	▲ 14,442,030	▲ 4.08%	166,761	169,297	2,536	1.52%	川越町
多気町	2,609	2,581	▲ 28	▲ 1.07%	390,086,411	372,205,677		10,199,982	▲ 17,880,734	▲ 4.58%	149,516	144,201	▲ 5,315	▲ 3.55%	多気町
明和町	3,959	3,848	▲ 111	▲ 2.81%	600,638,457	563,631,498		13,674,634	▲ 37,006,959	▲ 6.16%	151,715	146,479	▲ 5,236	▲ 3.45%	明和町
大台町	1,728	1,633	▲ 95	▲ 5.51%	255,010,945	231,251,664		6,013,362	▲ 23,759,281	▲ 9.32%	147,576	141,632	▲ 5,944	▲ 4.03%	大台町
玉城町	2,704	2,651	▲ 53	▲ 1.96%	423,145,548	386,827,478		10,408,746	▲ 36,318,070	▲ 8.58%	156,489	145,917	▲ 10,572	▲ 6.76%	玉城町
度会町	1,510	1,465	▲ 45	▲ 3.00%	223,151,631	210,883,740		6,509,991	▲ 12,267,891	▲ 5.50%	147,783	143,984	▲ 3,799	▲ 2.57%	度会町
御浜町	1,999	1,926	▲ 73	▲ 3.66%	288,126,945	256,250,658		6,624,534	▲ 31,876,287	▲ 11.06%	144,136	133,056	▲ 11,080	▲ 7.69%	御浜町
紀宝町	2,234	2,040	▲ 194	▲ 8.66%	312,561,653	284,414,593		7,366,150	▲ 28,147,060	▲ 9.01%	139,911	139,389	▲ 522	▲ 0.37%	紀宝町
大紀町	1,675	1,529	▲ 146	▲ 8.69%	246,740,212	216,496,574		6,490,401	▲ 30,243,638	▲ 12.26%	147,308	141,552	▲ 5,756	▲ 3.91%	大紀町
南伊勢町	2,471	2,318	▲ 153	▲ 6.17%	381,454,732	350,067,394		8,539,373	▲ 31,387,338	▲ 8.23%	154,373	150,992	▲ 3,381	▲ 2.19%	南伊勢町
紀北町	3,158	2,928	▲ 230	▲ 7.27%	462,937,759	428,326,119		10,466,055	▲ 34,611,640	▲ 7.48%	146,592	146,265	▲ 327	▲ 0.22%	紀北町

(注1)納付金額は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援金分の合算額をいいます。
 (注2)医療費指数反映係数(α)＝0で算定しています。

令和8年度標準保険料率

市町村名	令和7年度保険料（税）率			令和8年度保険料（税）率			増減（率・額）		
	所得割率（％）	均等割額（円）	平等割額（円）	所得割率（％）	均等割額（円）	平等割額（円）	所得割率（％）	均等割額（円）	平等割額（円）
津市	13.20	59,165	36,722	12.34	55,952	34,490	▲ 0.86	▲ 3,213	▲ 2,232
四日市市	13.11	58,769	36,461	12.18	55,244	34,028	▲ 0.93	▲ 3,525	▲ 2,433
伊勢市	12.72	57,113	35,374	12.08	54,846	33,767	▲ 0.64	▲ 2,267	▲ 1,607
松阪市	12.72	57,098	35,365	12.00	54,478	33,526	▲ 0.72	▲ 2,620	▲ 1,839
桑名市	12.98	58,215	36,098	11.95	54,278	33,395	▲ 1.03	▲ 3,937	▲ 2,703
鈴鹿市	13.14	58,904	36,549	12.37	56,101	34,588	▲ 0.77	▲ 2,803	▲ 1,961
名張市	12.87	57,756	35,787	12.21	55,434	34,144	▲ 0.66	▲ 2,322	▲ 1,643
尾鷲市	12.52	56,219	34,788	11.62	52,845	32,457	▲ 0.90	▲ 3,374	▲ 2,331
亀山市	12.88	57,762	35,800	12.26	55,644	34,288	▲ 0.62	▲ 2,118	▲ 1,512
鳥羽市	12.63	56,738	35,126	11.82	53,696	33,014	▲ 0.81	▲ 3,042	▲ 2,112
熊野市	11.29	50,934	31,316	11.00	50,146	30,690	▲ 0.29	▲ 788	▲ 626
いなべ市	12.65	56,819	35,182	11.59	52,721	32,376	▲ 1.06	▲ 4,098	▲ 2,806
志摩市	12.40	55,681	34,434	12.06	54,748	33,703	▲ 0.34	▲ 933	▲ 731
伊賀市	12.89	57,850	35,858	11.96	54,313	33,418	▲ 0.93	▲ 3,537	▲ 2,440
木曾岬町	12.55	56,337	34,865	11.44	51,990	31,979	▲ 1.11	▲ 4,347	▲ 2,886
東員町	13.03	58,438	36,244	12.17	55,211	34,006	▲ 0.86	▲ 3,227	▲ 2,238
菰野町	12.95	58,083	36,013	12.17	55,221	34,013	▲ 0.78	▲ 2,862	▲ 2,000
朝日町	12.90	57,884	35,879	11.94	54,259	33,375	▲ 0.96	▲ 3,625	▲ 2,504
川越町	13.05	58,524	36,307	12.14	55,139	33,962	▲ 0.91	▲ 3,385	▲ 2,345
多気町	12.57	56,435	34,929	11.78	53,511	32,893	▲ 0.79	▲ 2,924	▲ 2,036
明和町	12.51	56,183	34,763	11.81	53,633	32,972	▲ 0.70	▲ 2,550	▲ 1,791
大台町	11.82	53,192	32,799	11.26	51,252	31,414	▲ 0.56	▲ 1,940	▲ 1,385
玉城町	12.90	57,854	35,861	12.12	55,012	33,877	▲ 0.78	▲ 2,842	▲ 1,984
度会町	12.35	55,471	34,296	11.80	53,618	32,963	▲ 0.55	▲ 1,853	▲ 1,333
御浜町	12.30	55,287	34,176	12.22	55,435	34,153	▲ 0.08	148	▲ 23
紀宝町	11.17	50,418	30,978	9.19	42,262	25,528	▲ 1.98	▲ 8,156	▲ 5,450
大紀町	12.02	54,036	33,354	10.52	47,949	29,362	▲ 1.50	▲ 6,087	▲ 3,992
南伊勢町	11.84	53,293	32,866	11.53	52,472	32,210	▲ 0.31	▲ 821	▲ 656
紀北町	12.01	54,049	33,362	11.36	51,712	31,715	▲ 0.65	▲ 2,337	▲ 1,647
最大（率・額）	13.20	59,165	36,722	12.37	56,101	34,588			
最小（率・額）	11.17	50,418	30,978	9.19	42,262	25,528			
差	2.03	8,747	5,744	3.18	13,839	9,060			

* 保険料（税）率は市町が決定するものであり、標準保険料率と実際の保険料（税）率とは異なっています。

* 標準保険料率は、各市町の医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合算して算出したものです。

（昨年度と比較を行う趣旨から、令和8年度の子ども・子育て支援納付金分は記載していません。）

* 保険料水準の統一に向けた取組において、市町は第2期三重県国民健康保険運営方針の対象期間である令和11年度までに、一定の幅を設けたうえで標準保険料率への統一を行うこととしています。

2 「三重県認知症施策推進計画」(最終案)について

1 計画策定の経緯

- ・令和6年1月に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、令和6年12月に、同法に基づく国の認知症施策推進基本計画が策定されました。
- ・同法において、都道府県および市町は、国の計画を基本とし、都道府県または市町の実情に即した認知症施策推進計画を策定する(努力義務)こととされました。
- ・本県の認知症施策推進計画は、認知症基本法の理念および国の基本計画をふまえて計画期間を2026年4月から2030年度までの5年間とし、介護保険事業支援計画等の既存の行政計画と整合を図り策定します。
- ・本計画の策定にあたっては、昨年10月に医療保健子ども福祉病院常任委員会で骨子案、12月に中間案を説明した後、パブリックコメントおよび関係団体への意見聴取を行い、社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会(以下「分科会」という。)での議論をふまえ、別冊1のとおり最終案をとりまとめました。

2 パブリックコメントおよび関係団体への意見照会

(1) 意見照会期間

令和7年12月12日から令和8年1月13日まで

(2) 意見照会を行った関係団体

三重県医師会など保健医療介護福祉の関係団体(23団体)

市長会、町村会

(3) 意見の反映結果

20件の意見をいただきました。

- | | |
|---|----|
| ① 反映(最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの) | 8件 |
| ② 反映済(意見や提案内容が既に反映されているもの) | 4件 |
| ③ 参考にする(今後の取組の参考とさせていただくもの) | 7件 |
| ④ 反映または参考にさせていただくことが難しいもの(事業主体が県以外のもの等) | 1件 |

3 中間案からの主な変更点

(1) 分科会での意見の反映

ア アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の取組について		
意見	修正後	修正前
将来の医療およびケアについて、本人による意思決定を支援する取組であるACPの普及啓発を計画に入れたほうが良いのではないか。	<u>認知症の人が最期まで自分らしく尊厳をもって生きられるよう、人生の最終段階において提供される医療やケアおよび、自分が何を大切にしたいのかについて、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の概念を盛り込んだ普及啓発および医療・介護の現場における人材育成と普及を図ります。</u>	（新規）
イ 認知症初期集中支援チームに関する取組について		
意見	修正後	修正前
各市町の認知症初期集中支援チームも多機関と連携して動いている現状があるので、その点についてもっと計画に盛り込むほうが良いのではないかと。	<u>認知症初期集中支援チーム、地域包括支援センター、かかりつけ医等は、関係機関のネットワークの中で、認知症疾患医療センター等の専門機関と連携し、認知症の疑いのある人に早期に気づいて適切に対応するとともに、認知症と診断された後の本人・家族等の希望に応じた適切な支援を行い、地域で暮らし続けられるよう体制づくりを進めます。</u>	地域包括支援センター、かかりつけ医等は、関係機関のネットワークの中で、認知症疾患医療センター等の専門機関と連携し、認知症の疑いのある人に早期に気づいて適切に対応するとともに、認知症と診断された後の本人・家族等の希望に応じた適切な支援を行い、地域で暮らし続けられるよう体制づくりを進めます。

ウ「新しい認知症観」に関する記載について		
意見	修正後	修正前
「新しい認知症観」は、本計画で肝要なことであり、国の「認知症施策推進基本計画」の前文に掲げられていることを計画に記載するほうがいいのではないか。	<u>国の「認知症施策推進基本計画」の前文に掲げられている</u> 「新しい認知症観（認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方）」を、認知症の本人が語る姿など、様々な機会を通じて啓発します。	「新しい認知症観（認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方）」を、認知症の本人が語る姿など、様々な機会を通じて啓発します。

(2) パブリックコメント・関係団体の意見の反映

ア 学校教育における認知症に関する知識を深める取組について		
意見	修正後	修正前
学習指導要領において、認知症に関する作文コンクールの実施が示されているように解釈してしまう恐れがある。記載を検討したほうが良いのではないか。	学習指導要領では、家庭科で系統的に「高齢者の生活と福祉」について指導することや、専門学科において開設される福祉科で、「認知症の理解」について指導することが示されています。また、小中学校を中心にキッズサポーター養成講座を開講 <u>しています</u> 。	学習指導要領では、家庭科で系統的に「高齢者の生活と福祉」について指導することや、専門学科において開設される福祉科で、「認知症の理解」について指導することが示されています。小中学校を中心に、キッズサポーター養成講座を開講したり、認知症に関する作文コンクールを実施しています。

イ 災害時における認知症の人への支援について		
意見	修正後	修正前
災害時初期、環境変化による行動・心理症状（BPSD）への対応が重要と考える。DPAT（災害派遣精神医療チーム）を計画に記載することが必要ではないか。	<u>災害時には、環境の変化から、行動・心理症状（BPSD）の悪化や家族の心理的負担の増加等が懸念されます。認知症の人の避難や避難所での生活において、被災地域の医療救護班等と連携して、DPAT（災害派遣精神医療チーム）による精神科医療および精神保健活動を行います。</u>	（新規）
ウ 歯科医師による認知症の早期発見について		
意見	修正後	修正前
歯科医師が患者の些細な認知機能の変化に気づき認知症の早期発見に繋がるケースも考えられる。よって歯科医師（かかりつけ歯科医）との連携の追加記載を検討いただきたい。	早期の気づきと対応に向けて、 <u>かかりつけ医やかかりつけ歯科医、認知症初期集中支援チーム、地域包括支援センターと、認知症疾患医療センターを含む専門医療関の連携を強化します。</u>	早期の気づきと対応に向けて、かかりつけ医や認知症初期集中支援チーム、地域包括支援センターと、認知症疾患医療センターを含む専門医療関の連携を強化します。
エ 認知症の予防に関する地域活動の推進について		
意見	修正後	修正前
老人会活動というのは、ボランティア活動による奉仕や、認知機能を維持するのに良い面があります。このような活動の記載を検討いただきたい。	認知症の人のみならず一般住民や高齢者全般を対象に整備されている <u>老人クラブをはじめとする社会参加活動・学習等の活動の場も活用し、認知症予防に資する可能性のある活動を推進します。</u>	認知症の人のみならず一般住民や高齢者全般を対象に整備されている社会参加活動・学習等の活動の場も活用し、認知症予防に資する可能性のある活動を推進します。

(3) その他

- ・記述内容のわかりやすさを高めるため、文言の修正を行いました。

4 今後の進め方

令和8年3月末までに本計画を策定します。4月以降、本計画に基づき県の取組を推進していきます。

3 「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）」（最終案）について

1 計画策定の経緯

- ・本県では、令和4年3月に国が策定した「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を基本として「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定し、ギャンブル等依存症対策の総合的な推進に取り組んできました。現行計画が令和7年度末で終期を迎えることから、国の基本計画の変更や本県の実情をふまえ、次期計画を策定します。
- ・本計画の策定にあたっては、昨年12月の医療保健子ども福祉病院常任委員会で中間案を説明した後、パブリックコメントを実施したほか、三重県精神保健福祉審議会ギャンブル等依存症対策推進部会における議論をふまえ、別冊2のとおり最終案としてとりまとめました。

2 パブリックコメントの状況

(1) 意見募集期間

令和7年12月15日から令和8年1月13日まで

(2) 意見の集約結果

パブリックコメントにおいて5件の意見をいただきました。

- | | |
|---|----|
| ① 反映（最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの） | 0件 |
| ② 反映済（意見や提案内容が既に反映されているもの） | 4件 |
| ③ 参考にする（今後の取組の参考とさせていただくもの） | 1件 |
| ④ 反映または参考にさせていただくことが難しいもの（事業主体が県以外のもの等） | 0件 |

3 パブリックコメントでの主な意見

意見	件数	県の対応
小中学生などの若年層に対しての予防教育や啓発に取り組んでいただきたい。	4件	ギャンブル等依存症の小中学校や県立学校における予防教育について記載しているため、反映済み。
意見	件数	県の対応
公営競技事業者において、依存症対策のための費用を捻出し、依存症対策に真剣に取り組んでほしい。	1件	各関係事業者の依存症対策の取組について記載しています。 また、いただいたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。

3 中間案からの変更点

- ・記述内容のわかりやすさを高めるため、文言の修正を行いました。
- ・ギャンブル等依存症対策基本法を追記しました。

4 今後の進め方

令和8年3月末までに本計画を策定します。4月以降、本計画に基づき県の取組を推進していきます。

【所管事項説明】

4 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和7年11月25日～令和8年2月16日)

(医療保健部)

1 審議会等の名称	三重県地域医療対策協議会
2 開催年月日	令和7年12月8日
3 委員	会長 伊藤 正明 委員 佐久間 肇 他25名
4 諮問事項	三重県地域医療支援センター キャリア形成プログラム及びキャリア形成 卒前支援プランの改訂について
5 調査審議結果	上記事項について協議し、承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療安全推進協議会
2 開催年月日	令和7年12月15日
3 委員	会長 桑名 良尚 委員 片岡 紀和 他7名
4 諮問事項	1 委員の委嘱及び会長の選任について 2 三重県医療安全支援センターにおける医療相談事例の報告・検討につ いて 3 令和7年度三重県医療安全研修会（案）について
5 調査審議結果	上記事項について協議し、承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会周産期医療部会
2 開催年月日	令和8年1月26日
3 委員	部会長 近藤 英司 委員 一見 良司 他14名
4 諮問事項	1 第8次三重県医療計画における周産期医療対策の進捗について 2 令和7年度三重の周産期医療体制あり方検討会の検討状況について 3 令和6年度三重県周産期医療ネットワークシステム運営研究事業（妊 産婦）について 4 令和6年度三重県周産期医療ネットワークシステム運営研究事業（新 生児）について 5 先天性代謝異常等検査の実施状況について 6 三重県HTLV-1母子感染予防対策について
5 調査審議結果	上記事項について説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県後期高齢者医療審査会
2 開催年月日	令和8年1月27日
3 委員	会長 加藤 拓也 委員 松浦 元哉 他4名
4 諮問事項	高齢者の医療の確保に関する法律に規定する審査請求について
5 調査審議結果	後期高齢者医療保険料に係る処分について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会自殺対策推進部会
2 開催年月日	令和8年2月3日
3 委員	会長 齋藤 洋一 委員 森川 将行 他15名
4 諮問事項	第4次三重県自殺対策行動計画の進捗状況について
5 調査審議結果	上記について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県精神保健福祉審議会ギャンブル等依存症対策推進部会
2 開催年月日	令和8年2月4日
3 委員	会長 鬼塚 俊明 委員 森川 将行 他12名
4 諮問事項	三重県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）最終案について
5 調査審議結果	上記について説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
2 開催年月日	令和8年2月5日
3 委員	会長 石田 亘宏 委員 伊藤 卓也 他11名
4 諮問事項	三重県認知症施策推進計画（最終案）について
5 調査審議結果	上記事項について説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県糖尿病対策懇話会
2 開催年月日	令和8年2月6日
3 委員	座長 住田 安弘 副座長 曾我 利彦 委員 池山 朱美 他8名
4 諮問事項	第8次三重県医療計画における糖尿病対策分野の進捗状況について
5 調査審議結果	上記事項について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会予防接種部会
2 開催年月日	令和8年2月10日
3 委員	部会長 野村 豊樹 委員 坂倉 健二 他7名
4 諮問事項	1 予防接種に関する報告事項について 2 令和6年度三重県予防接種センター事業報告について 3 A類疾病の定期接種における接種率調査結果等について 4 令和8年度三重県予防接種センター事業の委託先選定について
5 調査審議結果	上記事項について説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	令和8年2月16日
3 委員	委員長 丸山 真司 委員 正木 治恵 他3名
4 諮問事項	1 地方独立行政法人法の改正に伴う対応について 2 公立大学法人三重県看護大学 第四期中期目標・中期計画策定スケジュール 3 地方独立行政法人会計基準の改正に伴う内部留保金の運用について 4 公立大学法人三重県立看護大学の次期理事長について
5 調査審議結果	上記事項について説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	津地域医療構想調整会議
2 開催年月日	令和8年2月16日
3 委員	議長 渡部 泰和 委員 奥野 利幸 他12名
4 諮問事項	1 具体的対応方針について 2 かかりつけ医機能報告制度について 3 紹介受診重点医療機関・医療機器の共同利用計画について 4 新たな地域医療構想について 5 在宅医療・介護連携推進事業の取組について
5 調査審議結果	上記事項について説明し、協議を行った。
6 備考	